

最高裁秘書第5933号

令和2年1月7日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年12月20日に答申（令和元年度（最情）答申第66号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第19号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮問日：令和元年7月12日（令和元年度（最情）諮問第19号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第66号）

件名：特定のSNSアカウントに関する文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定のSNSアカウント（特定の裁判官のなりすましであり、特定月に登録されたもの）に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官という自己の身分を明らかにした上での私的領域における言動については、その内容次第では裁判所又は裁判官の信用の失墜につながり得ることから、人事上の措置等に関係する文書となり得る性質を有する（平成30年度（情）答申第23号）とはいえ、特定のSNSアカウントは特定の裁判官のなりすましにすぎないし、アカウント自体が特定の裁判官の氏名とは異なるとのことであるから、裁判官の言動そのものとは質的に異なるといえる。そのため、本件開示申出文書は不開示情報に該当しないといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、裁判官を含む裁判所職員である可能性のある者の私的領域における活動についての文書であり、そのような文書の作成、取得等の目的や方法は様々であり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するものとはいえないものの、仮に裁判所職員であった場合、裁判所職員の私的領域における活動については、その内容次第では服務規律に違反するものとなり得ることから、人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものである。そのような性質を有する文書の保有の有無を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニ、平成31年度（情）答申第4号参照）。

なお、苦情申出人は、特定のSNSアカウントが特定の裁判官のなりすましを名乗っていることなどから、裁判官の言動そのものと異なると主張するが、裁判官を含む裁判所職員である可能性のある者の私的領域における活動についての文書であることには変わりがないから、上記の主張は理由がない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和元年7月12日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月18日  | 審議                  |
| ④ 同年11月15日  | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書について、裁判官を含む裁判所職員である可能性のある者の私的領域における活動についての文書であるとする。

本件開示の申出に係るSNSアカウントの表示名に照らせば、本件開示申出文書の性格に関する上記の判断は合理的である。

そして、仮に特定のSNSアカウントが裁判所職員の登録によるものであった場合について検討すると、裁判所職員の私的領域における活動は、本来はその個人の領域に属するものではあるが、その内容次第では服務規律に違反するものとなり得ることから、本件開示申出文書は人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有することになると考えられる。このような性質を踏まえて検討すれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理又は保存がされる文書の存否や内容を推認させ、又は憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、取得、管理又は保存について好ましくない影響が生ずることなどによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人